

第 20 期

第 17 回

総会議事録

令和 7 年 9 月 18 日

1. 開催年月日 令和7年9月18日(水)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時41分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

先崎 孝太郎

署名人

伊藤 城治

事務局	ただいまより、第17回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	皆さん、こんにちは。稲刈りが始まりましてお忙しいと思いますが、熱中症と健康には充分、注意して下さい。 議案について、慎重審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により、会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 1 番 先崎 孝太郎 委員 19番 伊藤 城治 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。 議案書の1ページ、安積2番の売買価格が「0」となっていました、正しくは「150,000」です。 次に議案書の2ページ、喜久田7番が取り下げになりました。 また日和田9番ですが、受け人の住所、農業従事者数、農機具保有状況に誤りがありましたので、正誤表の通り、訂正します。

	よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 9 月 10 日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 受け人と渡し人の関係は叔父と姪です。 受け人と渡し人の母が姉弟で、受け人の妻を含め 3 人で 10 年近くこの農地で家庭菜園を行っていました。 今後、受け人の兄からトラクター等の農機具を借りて耕作を行います。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に 2 番 1 件について付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。

鈴木 雄一 委員	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 9月10日に聴き取り調査を行いました。 渡し人は親から相続した農地を前から作業委託している受け人に 贈与するものです。許可後は以前同様、耕作するため農地の 周辺地域に影響はありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について 許可と決します。 次に3番と4番の2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	3番と4番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず3番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 借人と妻が農作業に従事します。 次に4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人と息子が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると

	認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番と4番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番と4番の2件について許可と決します。 次に5番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 9月13日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請地は周辺農地と調和の取れた利用状況で、農作業は受け人と 妻、母親が従事します。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決します。

	次に６番 １件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	６番 １件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	６番 １件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、６番 １件について許可と決します。 次に８番の１件について、付議いたします。 これは、わたしの報告なので議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	８番 １件について、調査の結果を報告いたします。 ９月８日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営継承です。 受け人が農作業に従事し、父親も協力します。 申請地は周辺農地と調和の取れた状況で適正に管理されております。 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を

	満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、8番 1件について許可と決します。議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に9番 1件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 9月12日、現地調査及び聴き取り調査を行いました。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与による経営継承で、2人は親子です。 申請地は市道に面し、住宅と隣接しております。 周辺は基盤整備された水田地帯です。 ここ数年、渡し人が体調を崩し、耕作が困難になり受け人が手伝っています。許可後はこれまで通り水稻栽培をします。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、9番 1件について、許可と決します。 次に10番から12番までの3件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	10番から12番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず10番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は同一世帯の親子による経営移譲、経営継承です。 使用借人と妻が農作業に従事します。 次に11番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。 次に12番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親、祖母が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番から12番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番から12番までの 3件について

	許可と決めます。 次に13番と14番の2件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	13番と14番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与による農業開始です。 9月11日に現地調査をしたところ、申請地は適切に管理されていました。また同日、両名に聴き取り調査を行い、申請内容に間違いはありませんでした。 農作業常時従事要件については、受け人の親の住宅が隣接しており、農業の経験もあり今後も耕作するとの確約書が添付されています。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しております。 また地元に協力者がいて問題ないと思われます。 次に14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与による経営拡大です。 9月11日に現地調査をしたところ、申請地は適切に管理されていました。 農作業常時従事要件については、受け人と同居する娘とともに従事します。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており、地元農家が管理に協力しております。 また9月12日、代理人に申請内容を確認したところ、間違いはありませんでした。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	13番と14番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番と14番の2件について、 許可と決します。 次に15番と16番の2件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	15番と16番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず15番ですが申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 9月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 石堂推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 渡し人は数年前から体調を崩し、所有する農地を耕作することが できないため、娘の知人に贈与するものです。 受け人は車の板金塗装の仕事をしていますが、申請地が実家の 近くにあるため、実家の農機具を借りながら手間のかからない 作物を耕作したいとのことでした。 次に16番ですが申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 9月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 石堂推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 借人は現在、会社員ですが農業に興味があり、かつて福島さくら 農協のいちじく部会長の圃場を研修する機会があり、自分も 栽培したいと話したところ、申請地を紹介してもらったそうです。 地権者は3名おり、合計で7,562㎡ですが、東部開発で整備されて おり、1か所にまとまっています。 現地を確認しましたが、草もなく整地されており、すぐにでも 利用できます。 また今後、隣接する農地も借りる予定で合わせて11,400㎡に いちじく、加工用ぶどう、きゅうりを作付けする予定です。 農作業は借人夫婦と両親、義理の妹が行います。

	調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	15番と16番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、15番と16番の2件について許可と決します。 次に17番から19番までの3件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。
事務局	17番から19番までの3件について、調査の結果を報告いたします。まず17番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は18番との交換です。受け人と妻が農作業に従事します。 次に18番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は17番との交換です。受け人が農作業に従事します。 次に19番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に

	該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	17番から19番までの3件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、17番から19番までの3件について許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。
安藤 嘉行 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 申請の目的は農家住宅です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 渡し人と受け人は親子で、現在実家に住んで農業を営んでいますが今後独立して農業に従事するために住宅を新築したいとのことでした。 申請地は自宅前の畑で、自宅と実家さらに施設園芸を行っている耕作地と隣接していることから選定しました。 汚水は農業集落排水に排水し、雨水は自然浸透及び南側市道側溝に排水するため、周辺農地への影響はありません。 住宅の工事図面、住宅ローンの案内書が添付されており申請目的実現の確実性は問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、上の筆の

	農地区分は、第１種農地２－１－（１）－イ－（ア）－aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 下の筆の農地区分は、第１種農地２－１－（１）－イ－（ア）－bで甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は２－１－（１）－イ－（イ）－c－（e）で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	１番 １件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について、許可と決します。 次に２番から４番までの３件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	２番から４番までの３件について、調査の結果を報告いたします。 まず２番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅です。 農地区分は第２種農地と判断しました。 ９月13日に現地調査及び受け人より話を聴いて来ました。 申請地の隣に耕作している圃場があります。 現在は富田町の集合住宅から通って農作業をしており、 将来は子供たちと一緒に農作業をするため、申請に至りました。 次に３番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請の事由は、農家住宅です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 2番と同様に、近くに耕作している水田があり、将来は妻の実家を継ぐ予定もあり今回の申請になりました。 次に4番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、駐車場です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 9月13日に現地調査及び貸人より話を聴いて来ました。 借人は学校法人で移転に伴い、従来使用していた職員用駐車場が地主より返還要求され学園に隣接する農地を駐車場として利用するため申請に至りました。 以前は草が伸びていましたが、現在は刈られており周辺農地への影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番から4番までの3件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず2番ですがタブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、宅地化の状況からみて3-b-①～③に掲げる区域に該当することが見込まれる区域として、宅地化の状況が3-b-①に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域でその規模がおおむね10ha未満の市街地近傍小集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。

	次に3番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、1番 同様です。 次に4番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで3番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で、既存の施設の用に供するために行われる（拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る）既存施設拡張事業です。 以上、補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番から4番までの3件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番から4番までの3件について、許可と決します。 次に5番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一委員	5番について、調査の結果を報告いたします。 9月11日に現地確認して来ました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は郡山市発注の水道工事に伴う資材置場、作業場のための一時転用です。 農地区分は農用地です。

	現地は貸人が一部、違反転用していますが、顛末書が添付されております。申請地の北側は疏水、西と東は道路で、南は水田ですが周辺農地への影響はないと考えられます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、確約書も添付されており一時転用後、農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 以上、補足説明といたします。
濱津職代	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
濱津職代	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
濱津職代	異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決します。議長、交代いたします。
議長	議長、交代いたしました。 次に6番 1件について付議いたします。

	先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、一般住宅です。 農地区分は第2種農地です。 9月13日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 現在、母屋には9人が同居しており、手狭になったことから今回の申請に至りました。借人は貸人の孫です。 親の近くで利便性が良いことから選定しました。 申請地の東と北は道路に面しており、農地の集団性は損なわれません。汚水、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、東側道路側溝に排出します。 砂利等を敷き転圧により、土砂の流出を防ぎます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	6番 1件について、調査の結果を補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー（イ）で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	1番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 8月29日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は住宅の近くにありますが、平成10年に建築した当時より耕作していませんでした。 現在は周囲の山林と一体化しており、樹木や篠竹等が繁茂し、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、非農地と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	県農業会議より、本年11月27日に開催予定の本県選出国會議員への要請集会において、「本県農業の発展に向けた要請」を行うためにその要請内容について各農業委員会で組織検討をするよう依頼が

	ありました。 議案第４号別紙は、県農業委員会が作成した要請の検討素案となっています。 この検討素案は県農業会議が県内各市町村の農業委員会から要請・要望事項の報告を受け、その内容を基に作成したものです。 本市の要請・要望事項は６月総会で承認をいただき、県農業会議に報告しております。 資料の２ページをご覧ください。 １から始まりますが、青い下線が引いている箇所は本市農業委員会からの要請・要望事項が反映されている所です。 本議案はこの検討素案に対し、郡山市農業委員会として意見があるかどうかお諮りするものですが、原案のとおりでよろしいと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について原案のとおり決します。 以上で、議案第４号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、１番から４番までの４件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第１号を終わります。 続いて、報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、１番から１５番までの１５件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

	報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「農用地利用集積等促進計画の公告からの除外について」先に郡山市長から意見を求められてお諮りした計画について、次のとおり農用地利用集積等促進計画に係る県公告から除外されたので報告する。 報告第3号を終わります。 ただいまの 第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第17回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第17回総会（令和7年9月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

18件で、田 27,026.38㎡ 畑 18,132㎡でした。

第5条 農地の転用は

6件で、農家住宅3件、一般住宅1件、駐車場1件、一時転用1件でした。